

令和4年第1回基山町議会（定例会）会議録（第7日）						
招集年月日	令和4年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和4年3月18日	13時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	閉会	令和4年3月18日	14時18分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席0名 (欠員1名)	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		10番	大山 勝代		11番	品川 義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町 長	松田 一也		まちづくり課長	井上 信治	
	副町長	酒井 英良		定住促進課長	山田 恵	
	教育長	柴田 昌範		建設課長	古賀 浩	
	総務企画課長	熊本 弘樹		会計管理者	寺崎 博文	
	財政課長	平野 裕志		教育学習課長	今泉 雅己	
	税務課長	酒井 智明		福祉課参事	中牟田 文明	
	住民課長	毛利 博司		こども課保育園長	佐藤 定行	
	健康増進課長	藤田 和彦		産業振興課参事	山本 賢子	
	福祉課長	吉田 茂喜		まちづくり課図書館長	城本 直子	
	こども課長	亀山 博史		建設課参事	権藤 貞光	
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 予算特別委員長報告（付託議案第13、14、15、16号）
討論・採決
- 日程第2 議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算
- 日程第3 議案第14号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第15号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第16号 令和4年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第6 意見書第1号 子どもの医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第7 所管事務等の調査について
(総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会)

～午後 1 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る12日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 予算特別委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 予算特別委員長報告を議題とします。

まず初めに、予算特別委員長の審査報告を求めます。中村予算特別委員長。

○予算特別委員長（中村絵理君）（登壇）

皆様こんにちは。それでは、予算特別委員会審査報告をさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書

議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算

議案第14号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第16号 令和4年度基山町下水道事業会計予算

本委員会は、3月7日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第14、15、16号は原案を可決すべきもの、議案第13号は一部を別紙のとおり修正可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

審査の方法は、施政運営方針、議案及び各種資料に基づいて審査を行いました。

なお、施政運営方針、当初予算事業説明書、議案第13号、議案第16号に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

1 令和4年度基山町施政運営方針

(1) 令和4年度一般会計予算

新年度の運営方針は「新型コロナウイルス感染症対策の徹底とポストコロナへの適切な対応」、「さらなる子育て支援の充実」、「脱炭素社会の構築に向けての環境対策への取組」を3本の柱とするが、一人暮らし高齢者対策や防災、防犯、交通安全、健康増進等にも努め、町民の皆さん全員が健康で、安心・安全を感じられるまちづくりに全力で取り組むとの説明を受けた。

令和4年度の町長公約に関連した事業についてただしたところ、子育て支援のさらなる充実がその事業であり、18歳までの医療費完全無償化はその最たるものである。また、育英資金や他の子育て事業等についても関係各課が連携して進めているとの説明を受けた。

また、教育に関する方針はどのように考えているのかとただしたところ、GIGAスクール、教育支援センターといった学習環境の充実、学校規模の適正化、就学支援や学力向上の充実を図りたいとの説明を受けた。

当委員会としては、今後も総合計画に基づき庁内協議を行いながら、各施策事業推進を図っていくよう提案した。

(2) 令和4年度国民健康保険特別会計予算

国保税納付が厳しくなっている世帯が増えている。その軽減のために一般会計からの繰入れが必要ではないか、また構造的な問題と県単位化が繋がらないのではないかとただしたところ、構造的な問題は、年齢や医療費水準が高いことや所得水準が低いことにある。将来的に小さな市町は国保税だけでは賄えなくなるため、国保の県単位による財政運営を行っている。国は一般会計からの法定外繰入れはペナルティーと考えているとの説明を受けた。

さらに、国県の負担割合を増やさないと県単位化は維持できないのではないかとただしたところ、県は国に対し補助金の拡大を要望しているが、国からは県全体の医療費が高いため、まずは医療費を下げる努力を求められている。今後、さらに健康増進事業や検診の受診率の向上に努め、医療費適正化に努めていくとの説明を受けた。

2 令和4年度当初予算事業説明書

(1) けやき台駅管理事業（2款1項6目12節）130万円

事業費について、財源の内訳は九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）から100万円と町費が30万円となっている。JR九州からの受託が打ち切られた場合の対応についてただしたところ、現時点ではJR九州からの受託の年度制限は設けていない。また、町としては駅管理だけではなく地域活性化の観点からも継続する方向で検討していきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、引き続きJR九州との契約内容の協議を行うよう提案した。

(2) 再生可能エネルギー導入検討事業（4款1項3目12節）1,000万1,000円

委託内容、委託先の選定方法、収入元となる団体についてただしたところ、再生可能エネルギー導入の可能性を探る委託事業であり、企画提案型のプロポーザル方式で業者選定をし

ていきたいと考えている。これは公益法人日本環境協会からの補助金であり、原資は国の補助金である。以前に策定した新エネルギービジョンを活用しながら検討を進めていきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、この事業は喫緊の課題であり、町民の意識改革を図りながら、10年後の基山町の二酸化炭素排出量46%削減目標が達成できるよう提案した。

(3) サイクリングイベント事業（7款1項2目12節）300万円

事業内容についてただしたところ、町内の坂道を利用して行う自転車のタイムレースイベントであるとの説明を受けた。

また、委託料の内訳についてただしたところ、近隣のレースを参考とし、初回は大会運営備品等の購入やその他必要経費等を含め計上しているとの説明を受けた。

事業経費の妥当性についてただしたところ、継続できる大会を目指し事業内容を充実させていきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、費用対効果を十分精査し、この事業に参加料を負担してでも参加したくなるような魅力ある事業に育てるよう提案した。

3 令和4年度一般会計予算事項別明細書

(歳出) 2款1項6目18節 不良住宅除去費補助金1,030万円

補助金限度額はあるのかとただしたところ、この補助の目的は倒壊等の危険が第三者に及ぶことを未然に防止するためであり、補助金の限度額は設けていない。この制度は国の空き家再生等推進事業の除却事業タイプを活用している。跡地の利活用を目的とした活用事業タイプ及び除却対象の選定方法についても今後検討したいとの説明を受けた。

当委員会としては、税の公平性や制度の不正利用の観点からも厳しく対象を精査し選定するよう提案した。

7款1項1目18節 プレミアム付商品券事業補助金1億2,500万円

これまで実施してきた成果をただしたところ、成果はあったと感じており、令和4年度は冊数増を行う。現在、約150店舗が参加登録をしているが、町内には小売店舗が300店舗ほどある。今後、登録店舗が増えるよう努力したいとの説明を受けた。

当委員会としては、全国の先行事例等を参考に、さらに多くの店舗が参加しやすい環境づくりに努めるよう提案した。

次に、9款1項3目18節 消防施設整備補助金600万円

同じく10款4項2目18節 区公民館建設等に対する補助金600万円

消防施設整備補助金600万円及び区公民館建設等に対する補助金600万円に関しては、修正案を提出することとした。

修正案については別紙を添付しております。そちらのほうを御覧ください。

(別紙)

議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算に対する修正案

(修正案提出理由)

今回の消防格納庫の整備補助金と区公民館建設補助金は、現時点では全く建設計画がない施設への補助金であるため、修正案を提出するものである。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出、9款. 消防費600万円、こちらと10款. 教育費600万円、合計1,200万円を14款の予備費に入れることとする。

詳細につきまして、残りの資料は御参考をお願いいたします。

それでは、4 令和4年度下水道事業会計予算、こちらに戻ります。

下水道事業負担金が年々増加傾向にある理由をただしたところ、令和3年度より、基山町の汚水ポンプ場から小郡市「宝満浄化センター」に至る圧送管の実施設計を行っている。令和4年度から管工事が始まり、施設の長寿命化工事を行う必要もあるため、負担金も増えていくとの説明を受けた。

また、令和12年度までの財政計画と全体計画の見直しについてただしたところ、令和4年度で実施設計が終了するので、全体計画の見直し及び中長期財政計画が完了次第、提示するとの説明を受けた。

以上、予算特別委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

討論、採決を行います。

日程第2 議案第13号

○議長（重松一徳君）

日程第2. 議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、予算特別委員長の報告は修正可決でありました。修正案に対する反対討論を許可します。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

修正案に対して反対の立場から討論させていただきます。

まず、地方自治法の予算を伴う条例、規則等についての制限に関する第222条第2項において、「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」とあります。もう一回言いますが、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」とあります。この法解釈として、規則その他の規程の制定、または改正の成立によって必要となる経費について、必要にして十分な予算措置を行い、一部では適確とはいえない。また、関連予算案の提出のみでは十分ではなく、予算が確定する必要があるとされています。つまり今回の9款、消防費、1項3目18節の消防施設整備補助金600万円についても、基山町消防施設整備補助金交付要綱第2条において、格納庫の補助限度額を400万円から600万円にかさ上げされ、令和4年4月1日付で施行予定であることから、当該議案が予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が適切に講ぜられる見込みが得られるまでの間は提出してはならないことになり、議会がこの予算を否定することは、同要綱の改正も否定することになりかねません。

また、昨年の令和3年第1回定例会の予算特別委員会において、私が委員長の時ですけれども、令和3年度基山町一般会計予算の10款、教育費、4項、社会教育費、2目、公民館費、18節、負担金補助及び交付金に計上された区公民館建設等に対する補助金ですが、区公民館建設等に対する補助金交付要綱第2条において、補助対象経費を4分の1以内から3分の1以内に、限度額を400万円から600万円にかさ上げし、令和3年4月1日付で施行を予定しておりました。年度初めに公民館新設の申請予定はありませんでしたが、その補助上限額である600万円を含め、当初予算を全会一致で可決しております。

ちなみに、本年度、令和3年度については、その予算から第12区公民館が60万円、第5区公民館が約345万円、合計で約400万円の補助を受け、改修工事を行っております。ですから、令和4年度の同補助金の予算立ての600万円は見込額として十分納得のいくものであります。

また、昨年、予算特別委員会での修正動議に対する質問で申し上げたとおり、公募を伴わず、見込みとして補助金を予算計上しているものは民生費などに含まれております。

以上のことから、今回の修正案は、1、消防施設整備補助金600万円のかさ上げを議会が否定することになりかねないこと、2、昨年の令和3年度の当初予算に含まれる区公民館建設等に対する補助金600万円との委員会審査の一貫性に欠けること、3、公募を伴わない予算はそれ以上にも計上されていること、以上のことから、今回の修正理由を根拠に提出された修正案を可決すると、今後、法令を遵守した執行機関の予算編成並びに予算執行に多大な混乱を来すものと考えられます。

さらに、消防施設整備補助金のかさ上げは各地域、関係団体の負担軽減の一助となるとともに、上限額の予算計上によって広く町民の公告となり得ること、また、対象となるその他の消防施設や設備へも必要になれば適宜予算を執行する必要がある、迅速な対応は町民の安心・安全を守るためには必要なものと考えております。

誰が正しい内容であるかではなく、何が正しい内容であるかです。議員各位におかれましては、ぜひとも懸命な御判断をお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

賛成討論の方いらっしゃいませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）（登壇）

4番議員の大久保由美子です。今回の修正案に賛成の立場から討論を申し上げます。

議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算の一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳出、9款1項3目18節に消防施設整備補助金600万円が計上されています。また、同じく歳出、10款4項2目18節に区公民館建設等に対する補助金を600万円の計上について併せて述べさせていただきます。

まず、消防施設整備補助金の600万円はどこの施設補助金なのかただしたところ、特に消防施設を整備する要望はないが、従来の補助金400万円を600万円に引き上げて、規則も改正するので、理解をいただきたい。また、令和3年度当初予算でも自治公民館建設において600万円に引き上げをして計上した経緯があるので、消防施設整備補助金についても今回計上したとの説明を受けました。

しかし、令和3年度一般会計予算のときは公民館維持管理事業としての詳しい当初予算事業説明書の資料提出をされた上に、当時は第10区公民館の建設工事が計画されていました。そこで、第10区にお住まいの大山議員が補助金の使途について質問をされましたので、私は予算計上については理解を示しました。

今回の消防施設整備補助金については、現在、部編成や団員確保、そして、格納庫建設の諸問題を議会も真剣に議論する中で、なぜ今なのか、各部も格納庫建設等については長期的にしっかりと計画を立てて臨まれていると考えます。そして、さきにも申しましたが、令和3年度は公民館維持管理事業の当初予算事業説明書の資料を頂きましたが、今回は資料提出もなく、また、限られた10部からの施設整備の要望もない現状です。同じく区公民館建設等に対する補助金も令和3年度に引き続き、令和4年度も同額の600万円を計上されていることをただしたところ、消防施設整備補助金の予算計上と意味合いは同じであると説明を受けました。補助金を含め予算計上するとは、町民福祉やまちづくりなどの様々な目的に実効性を伴うものと捉え、これまで真摯に審査してまいりました。しかしながら、特に自治公民館建設等の当予算計上は現在用途も要望もないのに、600万円もの多額の補助金を令和4年度も当初予算に計上されたことはまた受け入れられず、この修正案に賛成するものです。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（重松一徳君）

ほかに反対討論ありませんか。天本議員。

○2番（天本 勉君）（登壇）

2番議員の天本勉です。令和4年度基山町一般会計予算の修正案に対し、反対討論をいたします。

今回、9款1項3目、消防施設整備補助金600万円、なぜ当初に計上されているのか。私は2日前の副町長の発言、限度額の改正、400万円から600万円に改正するには、予算の裏づけが要ると。私はこの言葉を深く受け止めました。

先ほど松石健児議員から根拠法令は言われましたけど、また私も新たに根拠法令を言わせてもらいます。地方自治法第222条に予算を伴う条例、規則等についての制限が規定されております。中身をゆっくり読み上げます。地方自治法第222条第2項「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」とうたわれております。予算の裏づけがないと改正はできません。どこがするのか分からんのに600万円、先に要綱だけ変えて、案件が上がったとき補正すりゃよかろうもん、そういう考えは短絡的です。そういう問題じゃないんです。予算の裏づけがないのに

改正したら、それこそ法律違反です。

もしこの動機が通ったら、私は町民の皆さんに笑われます。怒られます。基山町議会の汚点として残ります。私にはできません。皆さん、ここにおられる方はプロ集団ですよ。信じてください。

皆さんの正しい御判断を切にお願いいたしまして、反対討論とします。

○議長（重松一徳君）

賛成討論はありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）（登壇）

8番議員の河野です。私は修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

当初予算で消防施設整備補助金と公民館施設に対する補助金が計上されている議案を見たときに、私はどこの公民館なんだろうか、どこの消防施設なんだろうかとまず考えました。そして、それに対する執行部の提案理由は、何区の公民館、どこの部の格納庫ということではなく、公民館、それから、格納庫等の補助金に対する400万円を600万円に変えるための補助金を当初予算に計上したものであるとの説明を受けました。こんな提案理由には全く私は納得できませんでした。補助金の限度額が変わったのであれば、もっと別の形での説明で補えばいいのではないかと私は考えます。

現時点で計画がない施設の補助金を予算化するよりも、もっと交通安全対策、一人暮らしの高齢者対策等に予算を計上して、有効に予算を活用すべきだというふうに考えますので、私は実績の伴った予算編成にするべきであるとの考えから、修正案に賛成いたします。懸命なる議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

以上で修正案の賛成討論とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論ありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

1番議員の中村です。私、今回、委員長の立場でございましたので、この議論に参加はできませんでした。でも、どうしてもここで私の思いをお届けしたくて、大変失礼とは思いつつながら手を挙げさせていただいております。

私はこの修正案に賛成するということでの討論をさせていただきたいと思います。

まず、私が委員長をやらせていただいていたことは、これは賛成のほうも、反対のほう

もお互いに町民の皆様のことを思ってやっていらっしゃることだなというふうに理解しております。まず、今回の件は、目的のないものに予算をつけていいのかということ、丁寧な説明はなかったんじゃないのかということ、もう一つは、例規を改正するには予算の根拠がこれに必要なんだと、法律なんだと、だから、それはやらなければならないということだったと思います。

実は当初は私も、消防格納庫の補助金が上げられるから、これはいいことなんじゃないかと、そう思っていたほうです。だけれども、皆様と多くの議論をさせていただき、考えた末に出した結果がこの動議に賛成することにいたしました。

難しい説明は私は苦手ですので、私が以前関わってきたことを例えにさせていただきたいと思います。日本は体操王国と呼ばれております。多くのたくさんの子どもたちが小さい頃から有名なクラブや学校でオリンピック選手になることを夢見ながら、毎日練習を積み重ねております。この子どもたちの希望や夢を支えるのが指導者です。この町民の皆様の夢をかなえるのが町であろうと私は思っております。それはその指導者によって子どもたちの未来は全く違ってまいります。これは私の経験からです。とても強いチームがいて、高校ですけれども、インターハイで何連勝もして、強い選手たちが集まってくる。とてもすばらしい演技をする。優勝する。しかしながら、ここからオリンピック選手にまでいって、息の長いすばらしい選手はほとんど出ておりませんでした。しかしながら、反対に……（発言する者あり）私の仕事を例えているだけです。すみません。それで、それから子どもたちのことを本当に地味ながらも支えて、長い目で見据えて、今、無理なことはさせないと、そういう思いで育てている先生方もいらっしゃいます。そういう方から物すごく強い息の長い選手が輩出されてまいります。それがほとんどオリンピック選手になっております。

じゃ、ここでその何が一体、この問題とどこが一緒なんだということになりますけれども、私としては、こういうこともあるし、この補助金の計上を認めることが果たして今基山町民の皆様のために最善のことなんだろうかと、それを私たちが追求しなければならないんじゃないかと。基山町なんかは野球も強うございますから、指導に関わった方々、保護者の方々は私が言っているスポーツ観をお分かりいただけるものと思っていますけれども、今なぜ緊急性もないのにここで補助金の限度額を上げるのか。これは私はお互いにおっしゃっている観点が全然違うと思っております。これは補助金だけの問題ではなくて、行く行くの基山町の消防の在り方全てに関わってくることではないのかと。例えば、町の消防格納庫管理

の問題がそうですね。このまま600万円上げちゃったら、600万円補助金があるから、格納庫は町で管理しなくてもいいんじゃないかと、もしかしてそんな話が出てくるやもしれんとかいう危惧を持ったんですね。

例規の改正は、予算が計上され承認されれば、すぐにでも施行できます。なぜ今焦ってこれをこの簡単な説明でやらなければならないのか。補助金を上げてほしいとの要望もありました。公民館の補助金の件もあったから、これに併せてということでございましたけれども、それでいいんだろうかと。これからやっとな先の基山町の消防の課題を皆さんで解決していこうとスタート地点に立ったばかりなのに、ほかの補助金ときは、補助金の資料を議員の皆さん御覧になりましたですね。たくさん補助金のございました。ここの中で、ほかの補助金ときは丁寧な説明と議論がなされてから執行されている、計上されているのに、なぜここだけ突出して600万円と、400万円から600万円とこれが上がってくるのかが分からない。今がよければよいと、今ここで補助金を上げればいいんだということではなく、長い目で見て、基山町が基山町と基山町民の皆様のため、この補助金の問題も含めて最善の道を探ることが私たちの役目であると考えております。

そういう考えに至りましたので、私は今朝これを——私レベルですから、何を言っているか分からないと思われるかもしれないんですけども、だけれども、私は本当に長い目で基山町を見ていただきたい。今がよければいいじゃない、その先の未来の子どもたちのこと、基山町のこと、消防団のこと、これから先とても大事なことです。だから、この件も含めて、もう一度議論をしましょうという動議を上げられた議員さん方のメッセージだと私は思って、それを受け取りました。

どうぞ議員の皆様、これからの基山町をよりよい町にするため、よりよい未来を皆さんで探すため、追求するため、その目的を果たしていくため、この修正案に御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

討論ないようですので、討論を終結します。

議案第13号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は修正可決です。

お諮りします。本案を予算特別委員長報告どおり修正可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

賛成多数と認めます。よって、議案第13号は修正可決されました。

次に、議案第13号のうち、ただいま修正議決した部分を除く原案の部分について討論を行います。

修正議決した部分を除く原案についての討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

お諮りします。修正議決した部分を除く原案の部分について原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、修正議決した部分を除く原案部分は可決されました。

日程第3 議案第14号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第3．議案第14号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第14号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第14号は可決されました。

日程第4 議案第15号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第15号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。久々に討論に参加をさせていただきます。

反対はずっとしておりましたけれども、ここでもう一回きちんと申し上げたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。松石信男でございます。

議案第15号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

今、コロナ禍で高齢者の命と健康と暮らしをどう守るのが問われているときに、加入者の約20%の医療費の窓口負担が一気に2倍になるのは、高齢者には本当に非情ではないでしょうか。高齢者がコロナ禍が続く下で精神的にも経済的にも追い込まれています。受診抑制を招いていることは皆さん御存じのとおりです。まさに命にも関わる問題ではないかと思っております。

さて、2008年、平成20年から始まりました後期高齢者医療制度は、私たち国民を年齢で区切って、75歳以上の高齢者を劣悪の医療保険へ強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるものであります。差別と負担増の制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すべきではないかと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第15号を採決します。

本案に対する予算特別委員長報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第15号は可決されました。

日程第5 議案第16号

○議長（重松一徳君）

日程第5. 議案第16号 令和4年度基山町下水道事業会計予算に対する討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第16号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第16号は可決されました。

日程第6 意見書第1号

○議長（重松一徳君）

日程第6. 意見書第1号 子どもの医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第1号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、意見書第1号は採択と決しました。

日程第7 所管事務等の調査について

○議長（重松一徳君）

日程第7. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙、所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和4年第1回基山町議会定例会を閉会します。

～午後2時18分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松一徳

基山町議会議員 大山勝代

基山町議会議員 品川義則